

別紙

諮問第1703号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした情報のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都立〇〇高等学校生活指導内規」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年12月16日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「東京都立〇〇高等学校生活指導内規」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条6号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年5月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年6月26日に実施機関から理由説明書を、同年8月28日に審査請求人から意見書を収受し、令和6年2月20日（第245回第一部会）から同年7月24日（第249回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検

討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、生徒指導について規定した内規であり、審査会が見分したところ、生活指導方針や学年に応じた指導プロセスのほか、委員会や部活動に関する細則が記載されている。

イ 都立高校における特別指導の位置付けについて

実施機関である東京都教育委員会では、社会人としての基本的なルール・マナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、「都立高校生活指導指針」を策定しており、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて～都立高校生活指導指針を理解するために～」(平成28年3月 東京都教育庁指導部高等学校教育指導課)(以下「指導書」という。)を作成し、都立高校での生活指導に取り組んでいる。

指導書によると、特別指導とは、問題行動を起こした生徒に対して、校長の権限により学校が講じる特別な措置であると定義され、併せて、生徒に、問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に生かすための指導・援助を行うことであるとされている。さらに、特別指導は、生徒一人一人の状況を踏まえて行うものであり、その際には、教員が特別指導の指導過程や留意点について情報を共有し、全校体制で特別指導に当たることが大切であるとされている。

これらを踏まえると、特別指導の実施に当たっては、生徒の起こした問題行動及びその回数だけではなく、生徒個々の背景や反省状況等を踏まえて内容を決定し、今後の生活に生かしていけるよう指導を行うものとされていることが認められる。

ウ 本件一部開示決定について

実施機関は本件開示請求に対し、生徒指導について規定した学校内部の基準については、公にすることにより、同校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあることから、別表1に掲げる本件非開示情報1から3までについて、条例7条6号に該当するとしてこれらの情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、特別指導の内容、運用に関する基準等、とりわけその具体的方法や日数の上限等について生徒及び保護者は知る権利がある旨主張しているため、審査会は、本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について検討するものとする。

エ 本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

本件非開示情報1は、遅刻指導について、その指導ルールの詳細について記載された部分である。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これが公になると、遅刻指導の具体的な手順や遅刻指導対象の目安となる基準が明らかになり、生徒が指導の回避のみに着目し、指導にかからない範囲までは遅刻が許容されると解釈した行動をとること等により、生徒指導全般及び遅刻指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

しかしながら、本件非開示情報1のうち、別表2に掲げる部分については、単なる項目名に過ぎず、これを公にしても、生徒があらかじめ指導を回避するための対策を講じるおそれは生じないことから、当該部分については、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報2及び3の非開示妥当性について

本件非開示情報2及び3を非開示としたことについて、実施機関は、特別指導は組織的に指導の体制や内容を決定することが求められる一方で、実際の指導に当たっては画一的な対応ではなく、生徒一人一人の状況を踏まえ、今後の学校生活に生かせる指導にすることが重要であり、本件非開示情報が公になると、本校における生徒指導の具体的な手順や一部の目安となる基準が明らかとなることにより、生徒があらかじめ指導を回避するための対策を講じるおそれが発生すると説明する。また、規定されていない事項については指導対象とならない、といった誤解を招く可能性が生じるほか、生徒一人一人の状況に応じた、規定に縛られない弾力的な指導及び援助を行うことの支障となってしまう可能性が生じると説

明する。

a 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 については、生活指導の細則として、特別指導の対象となる生徒の問題行動が発覚してから、指導内容を決定し、特別指導が解除となるまでの一連の手順、教員の対応、分担等が記載されている。

本件非開示情報 2 については、特別指導の実施手続に関する詳細な記載であり、これらを公にすると、生徒一人一人の状況を踏まえて生徒自らの反省する機会等として位置付けられる特別指導が、あたかも決められた手続に沿って実施される画一的な指導であるかのような誤解を招きかねない。そうすると、生徒が自らの行為を反省し、今後の生活に生かすための指導である特別指導の実効性が失われ、特別指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 については、特別指導の対象となる問題行動の種類ごとに、その状態や程度に応じた特別指導の内容が記載されている。これを公にすることにより、あたかも問題行動及びその回数のみで特別指導の内容が決まるかのように印象付けられ、生徒一人一人の状況に応じた弾力的な指導である特別指導が画一的であるとの誤解を招くことにより、その実効性が失われ、特別指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件非開示情報

本件非開示情報	
1	遅刻指導に関する記載部分 4頁18行目から24行目まで、26行目から最終行まで
2	特別指導の手順等に関する記載部分 ・7頁38行目の4文字目から行末まで、40行目から最終行まで ・8頁2行目から最終行まで ・9頁1行目から9行目まで、11行目から18行目まで、32行目から35行目まで、40行目から最終行まで ・10頁1行目から最終行まで
3	特別指導の内容に関する記載部分 11頁各表の様式を除く部分（3番目の表を除く。）

別表2 開示すべき部分

本件非開示情報1	4頁18行目
----------	--------